

崗水門物語考

一熊罽と大倉主と一

波多野 皖 三

筑紫の古代史を考える際に、大和の支配がどう云う形で筑紫に及んだのか、それは何時頃のことなのかと云う問題になると、私は頑固なまでに自分の主張を変えない。一般には5世紀には大和の支配が及んだと云われる。その理由としては好太王碑をはじめとする対韓交渉の過程で筑紫を抜きにしては考えられないとすること、前方後円墳の出現・普及国造県主に関する伝承のあることなどのことがあげられる。しかし書紀が具体的な場として筑紫を記事の中に取り上げるのは6世紀以後、厳密には磐井の叛乱と云われる継体紀の事件以後のことであって、書紀の記事による限りこの考えは変わらない。書紀の性格から、そのころから記事が具体性をもつようになる片付けて仕舞えばそれまでであるが、それだけの理由ではないと思う。前方後円墳の出現についての考古学者の主張に対する私見が別にあるからではない。そのことについていうことなしに勝手に推論することは許されないことではあるがそれは他日に譲り、ここではそのころの大和勢力の筑紫進出物語のうち崗水門の物語を中心に、私見の一端を述べてみたい。

このことに就いては、今さら説くまでもなく景行紀の筑紫巡幸の記事と仲哀紀の熊襲を討つための筑紫記事が主体となる。景行紀では、12年9月の条に、

「周芳の娑麼に到ります。時に天皇南を望そなはして群卿に詔して曰く

南の方に烟氣多^{けかり}に起つ。必ず賊あらむ。則ち留りて、先多臣の祖武諸木
国前臣の祖菟名手、物部君の祖夏花を遣して、其の状を察せしめたま
う。……

と、周芳の娑麼が筑紫渡海への拠点となり、ここに準備のための駐留があ
り、先遣者が情況探索のため出発し、その結果、筑紫の女酋神夏磯媛が劍
と鏡と瓊と素幡をとりつけた賢木を船舶に樹てて参向、帰順を誓い、かつ
筑紫の情勢を奏上する話が続いている。仲哀記では2年6月穴門豊浦津に
到り、7月には皇后も角鹿から海路豊浦津に到着、9月豊浦宮を興してこ
こに寓居された。その後5年間は記事がなく、8年正月に行動を起して筑
紫に幸される。すなわち

8年春正月、筑紫に幸す。時に崗県主の祖熊罽^{うけたまわ}、天皇の車駕するを聞
りて、豫て五百枝の賢木を抜取り、以て九尋船の舳に立て、上枝には白
銅鏡を掛け、中枝には十握劔を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、周芳の
娑麼の浦に参迎へて、魚塩^{なしお}の地を献る

と記されている。「熊罽が周芳の娑麼に天皇を参迎える」という記事は奇
異である。もちろん書紀紀年を考慮する必要はないが、天皇の車駕が穴門
豊浦津まで進駐とあるのだから、文章の錯乱と云うことになる。同様の
ことは天皇がさらに海を渡って遠賀川口の崗津に船を留められた時にも起
っている。この文章のあとに伊弉県主の祖五十迹手が、天皇の御幸を聞いて
穴門の引島に参迎え寿詞を奏する話が続いている。

こういう風に両天皇紀の個々の物語の結びつきは錯乱があるのは、両天
皇紀の筑紫記事が元来特定の史実に依るのではなく、大和と筑紫との長い
間の歴史的交渉の事実を回想しながら構成された書紀の記事なるが故に、
といわれている。たしかにそういう面もあろう。同時にその錯乱の中にも
周芳の娑麼から穴門豊浦の津へ、さらにそこから穴門引島へと中国地方を
徐々に西に伸展して来る大和の支配の姿をかいまみることも出来る。

大和の支配がこれらの地に及んだのは応神天皇の在世が4世紀後半のこ

とといわれるから^①4世紀前半代までのことであろう。ここから九州への進出は二筋に別れ、東路を景行紀が、西路を仲哀・神功皇后紀が進むことに物語は構成されている。景行紀では九州北岸地方を除く全域が天皇巡狩の対象地となり、仲哀神功紀では筑後の田油津媛誅伐というような一部の地域での重複はあるが全体としては景行紀の対象とならなかった地域（筑前肥前の北沿岸地方）が制圧地となっていて、この両紀が合さって始めて九州全域に大和の支配が浸透することになる。

さきに引いた仲哀記の熊罴の献上した魚塩の地は「穴門より向津野大済に至るを東門と為し、名護屋大済を以て西門と為し、没利島阿閉島を限りて御宮と為し、柴島を割きて御廬と為し、迦見海を以て塩地と為さむ」と同記に記されている。ここに云う向津野大済については豊前宇佐郡向野郷^②をあてる説もあるが、かなり東に偏し過ぎる主張の様に思われる。周芳の娑摩を基地とする考に立てば景行紀の様に九州東海岸（周防灘沿岸）を指向することにもなるが、仲哀紀では穴門豊浦津で、むしろ向津野大済は地名にこだわることなく、その対岸の港とすべきであろう。その際、安閑紀の湊崎屯倉がおかれた所とか、延喜式の社崎（杜崎）など特定の地名にこだわる必要もない。関門海峡を東の限度とし、西は北九州の戸畑名護屋崎から北に、白島（柴島）六連、藍島という線、つまり今の北九州市から見える北側の海域を献上するということである。こういう海域を熊罴という九州の一土豪から天皇に献上するかたちで、この海域の制海権が大和政権の手に移ることになり、大和政権はこの海域から外洋への道を確保したわけである。

熊罴については崗県主の祖とあるから遠賀川口周辺に権勢を誇った土豪ということになる。崗県は筑前風土記逸文に「塙舩縣々東側近大江口名曰塙舩水門堪容大船焉、從彼通（島）鳥旗澳名岫門^③堪容小船焉^④」とあり。西海道風土記逸文新考は「縣東の縣は郡家なり、地域の郡にあらねばこそ側近と云えるなれ。（中略）県東側近有大江口といへるを見れば

遠賀郡家は今の芦屋町大字芦屋付近に在りしなり。」と解釈している。同様の解釈は早く江戸時代の書物、和爾雅、名所方角抄などにも見られるが、伊藤常足は「この説一渡りはさる事なれど、今の芦屋浦は誠に沙の吹寄せたるにて古き世の地名の例に引出すべくもあらずと云う説もあり」と否定し、「此津の事慥なる證はなけれど、今の山鹿浦より島津もしくは若松までの間を云るなるべし、此辺まさしく船より鞍手の郡に入給ふべき道筋なり」と自説をたてている。慥な証はないというけれど、塙舸水門は神武記の崗水門、仲哀紀では「山鹿岬より廻りて崗浦に入り水門に到る」と明示されている。従って水門は、山鹿岬より崗浦より上流になければならないことになる。それはまた皇后の船が停泊した崗津を指すものとも思われる。伊藤翁のいう島津は芦屋から2軒余上流の遠賀川中洲にある地名でこの中洲上には数基の古墳もあり、土器散布地もある。若松は島津からさらに5~600米上流の西川を挟んで対岸にある部落である。そこはまた宗像山地から東北に抜った山裾の一支脈がさらに遠賀川口低地を南北に二分する様に西から東に低い舌状台地となって延びた突端にあたっていて、この台地上やその周辺の低地には随所に土器の散布地や貝塚が発見されている。私も昨年の夏休暇中に学生と共にこの台地の一角にある糠塚という所で発掘した。僅か2アールに満たない広さで径7米の円径プランの堅穴住居と前期末から中期にかけての弥生式土器を出土したフラスコ型貯蔵穴6個を確認し、その遺蹟はさらに東北方に続くことを推定し得た。したがってこの地域は原始時代以来相当にひらけた所ということが出来るし、その遠賀川にのぞむ近くに崗津の推定されるのも当然と思われる。この台地と川口の芦屋の間は遠賀川左岸の低地で早く芦屋基地がつくられ地形が一変して昔の実態を知り得ないが、大古はその一部は沼沢が拡り、或は崗浦に擬されるような入江であったのではなからうか。

こう考えてくると崗県はこの舌状台地周辺と推定して差支えあるまい。この地は遠賀川を利用して鞍手、嘉穂の上流平野に、江川、洞海湾を通じ

て魚塩の海域に触手をのばすことの出来る要地ということが出来たし、川を下って響灘から外洋への自由さも持つことの出来る土地であった。そういう海と内陸への交通の要衝を占めて権勢を張り得たこの熊罴にも敵対者があったらしい。山鹿岬から岡浦へと誘導した天皇の船が水門で進まなくなった理由を「是の浦の口に男女の2神あり、男神をば大倉主と申す。女神をば菟夫羅媛と曰す、必ずこの神の心か」とのべ、天皇が大和国菟田の人伊賀彦を祝として祭らせたので、船が進むことが出来たと書紀は記している。この物語は天皇の力でなければ、同郷の熊罴の手にはおえない神々であったことを示している。この二神は現在、遠賀川口から西南約8軒の同郡岡垣町大字高倉に鎮座する高倉神社の祭神である。高倉神社は往古は大社で、神領も広大であったが、永禄2年大友義鎮のため焼かれその勢威を失ったと筑前統風土記に記されている。また「此村に菟田伊賀彦の子孫と云うもの有って、その一族多くは此社の司務となれりと云へども、またこの頃云い出せるものなるべし。高倉村の内山下といふ所に伊賀彦の子孫と号するものあり」と管内志にある。

高倉神社がいつからこの地にあるのか明確にすることは出来ない。此の神の別宮が芦屋津にあり、相殿に祇園の神を祭る。今は芦屋の祇園とのみ称す」とか「和漢三才図会（巻八〇）に筑前国大倉主神社は遠賀郡芦屋村に在といい、和爾雅は高倉村とあり、ともに高倉神社縁起に祭神大倉主、菟夫羅媛を祭れる由云は中比に依れる当社縁起の説にて、例の日本紀に牽強したるものなり。されは古きものにはをさをさ見えざる事なり。祭神実
は詳ならず」と同書は記している。この古きものに見えずということは、ひとり高倉神社についてだけいわれるのではなく、宗祇の筑紫紀行に

あしやになりぬ。真砂高うして山の如くなるに、松たゞむら立ちて寺々
あまた見えわたる。民の家居蟹の筈屋数ならず

とあるあまたの寺々についてもまた同様であって、観音寺とか千光院^⑧など著名な寺々でも資料として伝えられるのは寛元・文永以後のもので、さら

に遡って平安時代の資料となると殆ど見出せない実情である。あるいはそれ以前の記録資料は高倉神社の場合と同様、大友の兵火に焼失したといえることかも知れないが、古い時代にはそういう寺々はなかったともいえよう。同様の立場で高倉神社縁起が後世の作為となると、天皇の大倉主を祭るといふ物語はどういうことになるのか。

この物語に該当するような古社を遠賀郡に見出そうとすれば、元慶4年3月正五位（神階記五位^⑥）を叙授された大歳神社があるだけで、それも実録には筑前国賀津馬神大歳神とだけあって郡名は記載されていない。管内志はこの神を粕屋郡志賀勝馬浦にある神社と遠賀郡岡垣町波津にある大歳神社の祭神にあてている。ともにその土地の産土神といい、大歳神社については、社前の鳥居には歳越神社と書かれていると付け加えている。歴史辞典に

大歳神は穀物の神で穀はとくに稲をさす。古事記の神統譜では、素盞鳴尊の子で母神は大山津見神の女とし、御年神の父とも伝える。延喜式祈年祭の祝詞に御年の皇神等云々とあって、民間信仰では田の神の一つと信じられる地方も多く、正月に家々に迎える歳神をも意味する。

と記されている^⑦。大歳神社の石標に歳越神社と書かれているというのもその故であろうが、神階を叙授された元慶の頃は本来の穀物（稲）の神を祭った神社であつたに違いない。そういう神社のある波津は芦屋の西方約10軒、遠賀郡の西北隅にあり、響灘に突きでた宗像郡の山塊—その西端に海の難所鐘岬がある—が西北の風を防ぐといつても、その海岸には山がせまわつていて天然の良港が開けたというわけでもない。そういう地形の波津に古い大歳神社が鎮座するという歴史的現象のうらに、何か特別の事情が存在するであろうことを看過するわけにいかない。

遠賀川下流域のこの一帯では弥生時代前期の原初的な水稻耕作が行われたろうことと思われる。その遺跡の1つ立屋敷から波津は西北西12軒の距離しかない。大陸から水稻耕作という新しい技術をもたらした人々がまづ

この地（波津）に船を寄せ、さらに立屋敷その他の地に移動したという歴史的推移を想像することが許されるなら、水稻耕作輸入の原点としてその人々がここにその神を祀るということもあり得ようし、やがて大歳神社鎮座という現実もあり得ることではないか。もちろん大歳神という名は古事記以後の名であろう。その以前にどのような名で呼ばれていたか知る方法もない。あるいは仲哀紀の大倉主、菟夫羅媛^⑧2神がそれにあたるのではないか。大倉主について、岩波の古典文学大系の補註^⑨につぎの様に書かれている。長い解説なので要約すると、

洞（クキ）とは山の穴をいう。古語に山穴または谷を意味するクラと云う語がある。だから洞はクキともクラとも読んだはずで、大は美称だから大倉主は洞の主であり、洞の海の主である。

この物説^⑩は天皇と皇后の別々の話になっているが崗浦といい崗津という同じ場所の話で、クラの海もクキの海も同じ所なのではないか。本来洞海とあったのを一方では洞をクラと訓んだため大倉主に物を捧げて通行し、一方ではクキと訓んだために洞の海で難行したという話に分離したのではあるまいか。つまり大倉主とは大洞主で、洞海の主のことなのではあるまいか。

という新しい解釈である。この解釈に従がおうとすると熊罥が魚塩の地を献上する意味が変ってくる。その地と熊罥の本拠の中間に洞海があり、遠く山鹿を経て外洋を廻らない限り洞の主によってその通路を中断される関係にある。そういうことが現実化したので天皇への献上の対象となったといえないでもないが、かつて通行自由であったこの洞海に新しく妨害者として大倉主が出現したとでも解釈しない限り不自然なことになる。また「天皇の船が山鹿岬を廻って」とあるのは、外洋を通らない限り書けない表現でもある。物語りとしては確な地形を必要としないということであれば問題にならないが、地形の実態に忠実でないことから来る誤解だとここではいわねばなるまい。

クラは穴の意であってよいが、故意にクキと関連づける必要はない。オオも美称であってよいが、多数を表す意味にとりたい。大倉主とは多数の穴を持つ者の意で、その穴とは弥生遺跡からしばしば発見される貯蔵穴のことである。大倉主とは多教の貯蔵穴を持つ主の意で、この貯蔵穴がやがて床高い穀物倉に発展すれば大きな穀物倉の所有者ということになる。物語が3世紀の終りから4世紀前半にかけてのこととすれば後者であってよい。原初の水稲耕作に従事する集団の族長それが大倉主・菟夫羅媛2神であり、海洋を主な舞台に活躍したと思われる熊罴に対立するものとして、崗水門に天皇の御船を妨害するということもあり得ないことではない。またこの神々が天皇の臣菟田の伊賀彦を祝として祭られることで、和解が成立し、航行が出来たというのが、その後この神々がどうなったかという史実の欠如を、長い歳月を経たあとの元慶4年の神階叙授という記事で三代実録が補っているのではないか。それから後の長い歴史の移りかわりの中で、高倉神社の創立を見るところになると大倉主・菟夫羅媛の2神がその祭神と仰がれ、今日に伝えられて来たのではなかったか。高倉神社記略に「高倉神は高倉村高津峯に天降給而其後今之所に鎮座し給う」とある所伝は、如上の神社推移の一面を物語るととれないでもない。またさきに引用した伊賀彦の子孫というもの高倉神社の社務をつかさどるといふ古伝やその他の古伝がそういう失われた歴史的回想の上になつての所伝とすれば、あながち仲哀紀の物語からの牽強附会だと一笑する訳にいかないのではなからうか。

先にも述べたように、波津から西へ響灘に突出た宗像郡の海岸を5杵も行けば、海の難所として史実も残る鐘岬がある。この岬の海底に三韓よりの貢船の積荷の鐘が今も残るとの古伝もあるが、神護景雲元年8月、金埴船瀬造築の功で宗像郡大領夫妻が昇叙され寛喜3年の左弁官下文に行路の難船を助うため孤島を鐘御崎に築く^①とある。この下文に「これまで葦屋から新宮までの海岸に漂着する海難物を宗像社修理料に充てた云云」とある

のは人のよく知る所であろう。この岬に織幡神社がある。式内名神社で、嘉祥3年従五位下^⑫を、元慶元年には正五位下^⑬を叙授されている。宗像記追考に「文永2年の官符に織幡大明神といい、本地者如意輪觀音垂跡武内大臣の靈神也とみゆ」とあるが、このことは古い記録にはない。仲哀紀でも崗水門から香椎宮までの中間は記されていない。

この社の織幡の名は「神功皇后征韓の時、青白二流の幡を織る」（文安年中縁起）ともいい、またここから西南8軒にある宗像大社の神衣を織ったことに由来するといわれている。宗像三神は日神所生の神で、大和政権が大陸に進出するための海上守護の神である。そのことは書紀にも、「いま海北道中にあり、道主貴と号す」とあることで知られ、また戦後実施された沖島祭祀遺跡の調査で、大和政権が主催した祭祀遺跡で3世紀以後の関係資料を豊富に埋蔵したという事実が立証してくれる。応神紀に41年の条には、この胸形神が、呉に使用して筑紫に帰着した阿知使人が連れて来た兄媛ら4人の織女の1人を求めたので、兄媛を神に捧げたとの物語がある。宣長はこれを天智天皇の御代のこととしているが、何れにしても宗像神の願を大和政権が認めたということは、当時の宗像神の地位の強大さを示すものといってよかろう。同様のことは筑紫に在る神々について例はないと思う。履仲紀には筑紫にます3柱の神が車持君の奪った神部を乞う物語があるが、これも胸形神といわれ、奪った神部が返還されている。ひとりこの神がこの様な力をもちうるのは、何故なのか。大和の大陸への働きかけに海上安全を守護するというこの神への祈願とその感謝のためにありうることであろうが。

海上の安全を祈るということからすれば、その頃筑紫にあった神としては宗像神に限らず、金印出土地の志賀海神でも、神功紀の住吉神でも同様の宗護の役目を果す神々であろう。また大陸へのルートは魏史倭人伝が示すルートが公式のものとして一般によく知られている、海神、住吉の社もこのルートを遠くはずれてはいない。然もなお胸形神が特に優遇された理由

は、日神所生という特殊な事情によるのであろうか。阿知使人が筑紫に帰るという記事は、かれが一般的に知られたこの道によらないで、玄海を南下して直接宗像の地に向ったとしても成立つ記事である。そうすればまた、殊更に優遇される宗像神と大和との特異な関係も自ら理解されようというものである。3世紀以降、沖島に報告されるような形で祭祀遺跡が残されたということも、その祭祀が公式ルートを利用するために行われたのか、この海の中道を利用するために行われたのかとなると問題になるが、私は後者を撰りたい。見方をかえると、大陸から機織の新技术がこの地に招来されたということが鐘岬に織幡神社が創始された根本の理由であったのではないか。玄海に突出た宗像山塊の東西の海岸に、数軒はなれて大歳、織幡の2社があり、それぞれの祭神が大陸からの新技术を招来したことで神として祭られているということは、単なる歴史の偶然と片附く問題なのであろうか。

この小論はかねてからの私見を限られた範囲で述べたものである。随所に論難されねばならぬ問題をもっている。識者の御教示を仰ぎ、他日追考の機会を持つこととして擱筆する。

1971. 9. 4

参 考 資 料

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| ① 井上光貞古代国家の起原（岩波） | ② 古典文学大系日本書紀頌註 |
| ③ 仙覚抄所引逸文風土記 | ④ 管内志所収遠賀郡下崗水門 |
| ⑤ 管内志遠賀郡上 | ⑥ 三代実録卷37 |
| ⑦ 河出版日本歴史大辞典 | ⑧ 古典文学大系
日本書紀補註八の三（609頁） |
| ⑨ 仲哀紀崗水門の条 | ⑩ 続日本紀二八卷 |
| ⑪ 神社文書 | ⑫ 文徳実録卷二 |
| ⑬ 三代実録（32卷） | ⑭ 管内志宗像郡中織幡神社 |
| ⑮ 古事記伝33 | |